

税のたより

第 346 号 (令和 5 年 2 月 1 日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通元誓願寺下頭町490

公益社団法人 上京納税協会

上京納税貯蓄組合連合会

ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していただくか、ホームページからご入会いただけます。

会費は、法人・個人別に決められています。

※詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。

ご入会のお申込みはこちら

携帯電話、スマートフォンで右記の

二次元コードまたは、

下記のURLへアクセスしてください。

<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>



所得税及び復興特別所得税の
確定申告の相談及び申告書の受付は

2月16日~
3月15日です

令和 4 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付は令和 5 年 3 月 15 日までです。申告期限間近になりますと税務署は大変混雑することが予想されますので、確定申告はできるだけ早めにお済ませください。

還付を受けるための申告は、2月16日より前でも受け付けています。

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後で不足の税金を納めなければならないだけでなく、加算税や延滞税を納めなければならないこととなりますのでお気をつけください。

なお、申告を行う必要のない人でも、個人事業税、個人住民税の申告は必要な場合がありますので、ご注意ください。

確定申告 特集ページの開設

1 月には、
国税庁ホームページに
「確定申告特集ページ」が
開設されます。
適正な申告のため、
ぜひご利用ください。

消費税及び地方消費税 の確定申告・納付も お忘れなく

個人事業者の令和 4 年分の消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、**令和 5 年 3 月 31 日**となっています。

ご準備はお早めをお願いします。

贈与税の申告及び納付 期限は 3 月 15 日です

令和 4 年分の贈与税の申告受付は、**令和 5 年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで**です。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりません。贈与税額が 10 万円を超え、かつ、金銭で一時に納付することが困難な場合は、5 年以内の年賦で納める延納の制度があります。

☆ 若葉会研修会並びに上京納税貯蓄組合連合会女性部創設40周年記念行事を開催



日時：令和4年12月8日（木）16:30～

場所：京都ブライトンホテル

内容：第1部感謝状贈呈式では、長年、納貯女性部の活動にご尽力頂いた、前女性部長 鳥居久子氏へ長嶋会長より感謝状の贈呈を行いました。

第2部記念講演会では、ダイヤ精機(株) 代表取締役 諏訪貴子氏による「町工場発！二代目（女社長）の経営改革と人材育成」と題して、ご講演いただきました。

第3部意見交換会兼祝賀会では、女性部清水部長より花束の贈呈が行われた後、納貯連近藤副会長とその仲間による友情演奏が行われ、会場を盛り上げていただきました。

☆ インボイス制度説明会を開催 ～ 税務署とのコラボセミナー ～

日時：令和4年12月16日（金）14:00～

場所：上京納税協会 会議室

内容：令和5年10月1日から始まるインボイス制度への対応について、上京税務署担当官を講師に迎え、必要な手続きなどについての説明があり、最後に質問時間を設けて開催しました。

※ インボイス制度説明会の開催日については、協会HPにも掲載しておりますので、ご覧ください。



○ 確定申告会場の開設日程（お知らせ）

<p>京都市内5署（上京・左京・中京・下京・右京署）の 合同会場</p> <p style="text-align: center;">西 陣 織 会 館</p> <p style="text-align: center;">6階 展示場</p> <p style="text-align: center;">上京区堀川通今出川南入西側</p>	<p>《※1 税理士による無料相談会場・事前予約制》</p> <p style="text-align: center;">上 京 納 税 協 会</p> <p style="text-align: center;">3階 会議室</p> <p style="text-align: center;">上京区油小路通元誓願寺下ル頭町490</p>
<p style="text-align: center;">2月16日（木）～3月15日（水） （土・日・祝日を除く）</p>	<p style="text-align: center;">3月3日（金）・6日（月）・7日（火）</p>
<p>【開設時間】 9時～17時まで（相談受付時間は9時～16時まで）</p> <p>◇ 来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。</p>	<p>【開設時間】 9時30分～12時、13時～16時（相談受付は15時まで）</p> <p>◇ 来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。</p>

- ※1 上京納税協会では、近畿税理士会の担当税理士が無料相談（譲渡所得・贈与税関係を除く）を行います。
【相談予約はお電話で 075-451-2608】
エレベータの設置がございませんので、車イス・杖等をご使用の方は、西陣織会館等をご利用ください。
- ※2 西陣織会館については、LINE（ライン）による予約が可能です。

上京納税協会年会費の口座振替のおすすめ！

令和3年度より開始しております、NSS口座振替方式での年会費の口座振替を希望される会員様が増えてきております。

今までの取扱銀行に加え、ゆうちょ銀行やJAバンク、更には、新生銀行・ソニー銀行・楽天銀行など、ほとんどの金融機関が利用可能となっており、大変便利になりました。

ぜひ、NSS口座振替へ切替えをご検討の上、お手続きをお願いします。

- ※ 手続き方法は、上京納税協会ホームページ又は、事務局までお問合せ下さい。
振替依頼書等の関係用紙をお送りいたします。

（お知らせ）

令和5年度の振替日は、旧FD方式については 6月12日（月）です。

NSS方式については 6月27日（火）です。

なお、役員の方は、会費と役員特別会費を合算した金額が口座振替となります。

【上京納税協会事務局 電話：075-451-2608 メール：kamigyo@nk-net.co.jp】



確定申告会場への来場を検討されている方へ

○ 感染リスク軽減のために「ご自宅からのe-Tax」をご利用ください。

詳しくは「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

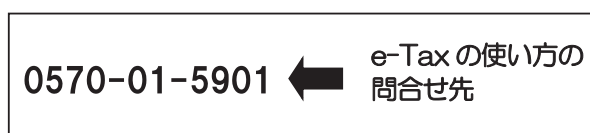
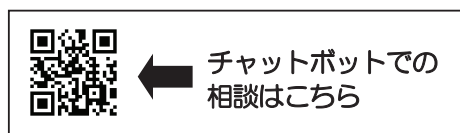


👉 確定申告書等作成コーナーの入力や送信方法は動画でチェック！



👉 令和4年分(令和5年1月以降)から確定申告書等作成コーナーがさらに便利に 青色決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！ パソコン画面もリニューアル！

なお、申告の相談は自宅からチャットボットでも可能です。e-Tax で分からないことがある場合についても電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。



○ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です（作成済の申告書等は税務署に提出願います。なお、記載内容の審査は提出後に行います。）。

入場整理券の配付方法は次のとおりです。

① 確定申告会場当日配付

配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

なお、配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

② LINE を通じたオンライン事前発行

国税庁のLINE 公式アカウントから事前に取得できます



インボイス制度のご準備を！

インボイス制度への事前準備基本項目チェックシート

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されます。適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。イン

ボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。現在免税事業者の方であっても、事業者の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

登録編

- 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう
消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している課税事業者が売上先の場合、その売上先はインボイスを必要としません。
- 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう
登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。また、現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう（詳しくはページ下部参照）

売手編

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう
インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法（割戻計算・積上計算）を検討しましょう
- 免税事業者だった方がインボイス発行事業者の登録を受ける場合は、必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

買手編

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう（簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためのインボイスの保存は不要ですので、以下の項目は検討不要です）
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
原則として、インボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 帳簿への記載方法（記載事項は従来どおり）や仕入税額の計算方法（積上計算・割戻計算）を検討しましょう

登録の申請はお早めに

適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）」を提出する必要があります。

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通

知が行われます。申請は、e-Taxまたは郵送により行うことができます。インボイス制度に関する一般的な電話相談については、インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）で受け付けています。

【電話番号】 0120-205-553（フリーダイヤル（無料））

【受付時間】 9時から17時（土日祝除く）

こんな方は確定申告の必要があります

事業所得や 不動産所得 などがある人

令和4年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

土地や建物などを譲渡した人

令和4年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を買った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡所得に、5年以下なら短期譲渡所得になり、それぞれ別の方法で税額を計算します。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※ なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることができます。

損失申告について

令和4年中の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることができます。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については振替納税の方法があります。

振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。

便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。

手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。

振替日は、所得税が令和5年4月24日、消費税が令和5年4月27日ですので、その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和4年分の申告と納税は令和5年3月31日までとなっていますが、3月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの納税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

- 課税取引金額計算表
 - ・事業所得用
 - ・不動産所得用
 - ・農業所得用
- 課税売上高計算表
- 課税仕入高計算表

なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要はありません。

令和4年分 消費税及び地方消費税の申告・納付

■ 消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

- ① 令和2年分の課税売上高が1,000万円を超える方
- ② 令和2年分の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ 上記①、②に該当しない場合で、令和3年1月1日～6月30日までの期間における課税売上高が1,000万円を超える方

※課税売上高に代えて、給与等支払額による判定も可能です。

■ 消費税の納税額の計算方法

一般的な消費税納税額の計算方法

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額}$$

簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」で計算します。
 ※複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

種別	みなし仕入率	主な業種
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）
第3種事業	70%	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業
第4種事業	60%	飲食店業、その他の事業
第5種事業	50%	金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業以外）
第6種事業	40%	不動産業

■ 地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

税率6.24%、7.8%適用分

$$\text{地方消費税の納税額} = \text{国税の消費税納税額} \times 22/78$$

帳簿と請求書等の保存

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

令和4年分 確定申告をされる方へ

納付 される方

納期限

振替日 (振替納税をご利用の方)

申告所得税
及び復興特別所得税

令和5年
3月15日 水

令和5年
4月24日 月

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

令和5年
3月31日 金

令和5年
4月27日 木

☑ 振替納税をご利用でない方

申告書の提出後に、納付書の送付
やお知らせ等はありません。

新設されたスマホアプリ納付等の
納付方法で、納期限までに納付して
ください。

☑ 振替納税をご利用の方

事前に預貯金口座の残高をご確認
ください。

※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、
納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、
延滞税の納付が必要となる場合があります。

スマホアプリ納付とは？

New!

スマートフォン決済専用の Web サイト
(国税スマートフォン決済専用サイト) から、
Pay 払いを選択して納付する**手続**です。

決済専用サイトに直接アクセスして
納付できます。

なお、e-Tax で申告データを送信後、受信
通知(納付区分番号通知)から決済専用サイトに
アクセスして納付することもできます。



6種類のPay払いが利用可能です

振替納税(口座振替)

- ☑ 振替日に預貯金口座からの引き落としに
より、自動的に納付できます。
- ☑ 現金を持参する必要がなく安全です。
- ☑ 一度手続きをすれば、翌年以降も継続し
て利用できます。

振替納税を始めるには

- 初回の納期限までに、「振替依頼書」を送信
いただくだけです。
- 振替依頼書は、スマホやパソコンから押印
なしにオンライン送信できます。
- 押印した「振替依頼書」を書面で提出するこ
とも可能です。



スマホからの提出はこちら

入力要領はこちら



還付 の方へ

還付金のお支払いは申告書を提出されてから、
1か月から1か月半程度時間がかかる場合があり
ます。あらかじめご了承ください。



国税庁 e-Tax
キャラクターイータ君

納税協会の経営者大型総合保障制度
広げよう
納税協会の輪

納税協会会員の
みなさまへ

納税協会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

Lタイプα [無配当歳満期定期保険
(解約払戻金抑制割合指定型)]

ポイント1 安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。

※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時にもみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。

※この保険には満期保険金・配当金はありません。

◎この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、納税協会会員向けの制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

おかげさまで120周年

京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341



F-2019-1003(2019年8月7日)

企業防衛・福利厚生目的に
納税協会のビジネスガードシリーズ



AIG 損保

地域社会に貢献する

納税協会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、納税協会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクから
お守りします。



AIG 損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

京都支店

〒600-8372 京都市下京区五条通大宮南門前町480 富士火災京都ビル

TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

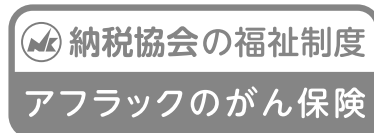
この広告は保険の概要をご説明したものです。

(22-073010)



アフラックの「がん保険」は 「納税協会の福祉制度」に 導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



〈引受保険会社〉

アフラック 京都支社 納税協会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。